

沼津市公正入札調査委員会設置要領

1 趣 旨

建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会及び静岡県警察本部（以下「公正取引委員会等」という。）との連携を図りつつ、建設工事等の入札談合等に関する情報（以下「談合情報」という。）に対する的確な対応を行うため、沼津市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構 成

委員会は、沼津市建設業者指名委員会要綱（昭和44年11月21日訓令甲第8号）に規定する沼津市建設業者指名委員会の委員長及び委員をもって構成するものとする。

3 委員会の招集及び審議

- (1) 委員会は、談合情報があった場合に、必要に応じて開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長が判断し、事後において書類の回議をもって行うものとする。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。
- (3) 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。
 - ① 談合情報の信憑性
 - ② 事情聴取の実施、公正取引委員会等への通報、入札の延期その他の対応
 - ③ その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

4 審議結果の通知

- (1) 委員会は、審議結果を当該入札事務を行う機関の長に通知するものとする。
- (2) 委員会は、審議の結果、調査を要すると判断した談合情報について、速やかに市長へ通知するものとする。

5 事務局

委員会の事務局は、財務部契約検査課に置くものとする。

付 則

この要領は、平成9年11月4日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。